

# CHEMICALS COMPLIANCE

グローバルなビジネス展開を支援します

**2015年6月1日以降、米国、EUに化学品を輸出する際はGHS対応SDS/ラベルが必要です。**



**米国**：2015年5月末まで、旧フォーマットで作成したSDS/ラベルを用いた輸出が可能でしたが、6月以降、GHS対応SDS/ラベルが必要\*です。

\*：未対応の場合、罰則の対象となります。



**EU**：DPDに準拠したSDS/ラベルは、6月以降、CLPに準拠したSDS/ラベルに切り替えが必要\*です。

\*：未対応の場合、罰則の対象となります。



ASEAN (東南アジア) 各国もGHSを順次導入しております。

各国規制対応代行サービスを賜ります。

- 言語の壁なく日本語でサービスをご提供いたします。
- 現地提携コンサルタントによりサポートいたします。